

令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題（1次公募）

調査研究 課題番号	調査研究課題名
1	児童福祉施設における感染防止対策及び業務継続等に関する調査研究
2	子どもの預かりサービスを仲介するマッチングサイトの実態に関する調査研究
3	認可外保育施設の認可保育所等への移行に関する調査研究
4	人口減少地域等における保育の提供に関する調査研究
5	保育所等における障害児に対する保育内容及び関係機関との連携状況等に関する調査
6	児童館の運営及び活動内容等の状況に関する調査研究
7	放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究
8	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における提供会員の確保方策等の取組事例に関する調査研究
9	地域子育て支援拠点事業における障害児等支援に関する調査研究
10	都道府県社会的養育推進計画の好事例集作成と自治体向けシンポジウム（都道府県社会的養育推進計画の実践に向けた調査研究）
11	特別養子縁組成立後の支援のあり方に関する調査研究
12	妊娠に葛藤を抱える女性に対する支援を実施する機関の支援方策に関する調査研究
13	児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題に関する調査研究
14	市区町村の要保護児童対策地域協議会等に関する調査研究
15	一時保護の手続における児童福祉審議会等の活用に関する調査研究
16	多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究
17	要保護児童等に関する関係機関との情報共有のためのシステム構築等に関する調査研究事業
18	虐待事例等の困難場面における保護者対応についての調査研究
19	児童福祉司スーパーバイザー研修修了要件の在り方に関する調査研究
20	児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応に関する調査研究

2 1	児童相談所における児童福祉司等の勤務実態等についての調査
2 2	子どもの権利擁護システムの普及啓発に関する調査研究
2 3	地方自治体における子ども家庭福祉分野の人材養成・キャリアパス等に関する調査研究
2 4	警察向け「「児童福祉」がわかるハンドブック（仮称）」作成に係る調査研究
2 5	一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究
2 6	通告の一元的運用に関する実証的調査研究
2 7	児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究
2 8	日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査
2 9	不妊治療中の方への里親・特別養子縁組の情報提供方法に関する研究
3 0	母子保健分野の栄養施策等に関する海外への情報発信に資する調査研究
3 1	我が国の電子的な母子保健ツールと活用に関する実態調査
3 2	諸外国における母子保健制度の仕組みと他制度との連携やリスクアセスメント方法に関する実態調査
3 3	母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの在り方に関する調査研究
3 4	オンラインコンテンツを活用した、妊産婦等に対する情報提供に関する調査研究
3 5	保健師等による幼児等低年齢児の保護者に対する効果的な性教育方法に関する調査研究

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 1	感染症等発生時の児童福祉施設における業務継続の在り方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>○ 新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者、基礎疾患を有する者が多く入所する介護施設・障害者施設等については、令和3年度の報酬改定の検討と合わせ、感染症まん延時における業務継続計画（BCP）の策定やまん延防止のための研修の実施の義務づけ等を内容とする制度改正が行われたところ。（令和3年4月1日施行）</p> <p>児童福祉施設や児童福祉に関する事業については、これまで同様の制度改正は実施していないが、今後、重大な感染症や災害が発生した場合でも、児童福祉施設等が、業務継続の判断を適切に実施できるようにしておくことは、非常に重要である。</p> <p>○ また、都道府県等が実施する児童福祉施設への指導監査については、年1回以上の実地検査を行うこととされているが、新型コロナウイルス等の感染症が発生しているような状況においては、実地検査での接触は、感染拡大のリスクを高める可能性がある。また、認可外保育施設等、児童福祉法上の児童福祉施設以外にも、適切な運営実態の把握が必要な施設が増加している。</p> <p>○ 上記をふまえ、新型コロナウイルスに限らず、児童福祉施設等の運営に重大な影響を及ぼす感染症や災害発生時の児童福祉施設等における対策、業務継続の在り方及び感染防止に配慮した監査の在り方等について、調査研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（1）検討会の開催</p> <p>感染症、災害対応の有識者、地方自治体の児童福祉担当部門、児童福祉施設の事業者団体等からなる検討会を設置し、児童福祉サービスの類型（入所系、通所系）に応じた①感染防止のためのマニュアル、②業務継続のためのガイドライン作成及び③感染対策に配慮した効果的な監査の在り方に関する内容等を検討する検討委員会を開催するとともに、その事務局運営を行う。</p> <p>（2）実態把握調査の実施</p> <p>上記①から③に関する現状や課題等の洗い出しのため、各事業者等へのアンケート調査及びヒアリング調査を実施する。</p> <p>（3）感染防止マニュアル、業務継続ガイドライン等の作成・配付</p> <p>（1）及び（2）で得られた知見を踏まえ、児童福祉施設が活用可能な感染防止のためのマニュアル、業務継続のためのガイドライン及び業務継続計画（BCP）のひな形の作成・配付を行う。</p> <p>（4）附属教材、研修プログラムの作成</p> <p>（3）で作成したマニュアル等の理解を含め、実践に必要な情報・知識を習得するために、附属教材及び研修プログラムを作成する。</p> <p>（5）研修の実施</p> <p>施設等における感染防止等につなげるよう、（4）で作成した研修プログラムを基に、指導者養成研修を実施する。</p> <p>※ なお、検討会の構成員の決定及び調査の進め方等について、適宜、厚生労</p>

	働省子ども家庭局総務課と協議すること。
求める成果物	<p>(1) の結果報告書</p> <p>(2) の結果報告書、調査・分析のデータセット</p> <p>(3) 感染防止マニュアル、業務継続ガイドライン等</p> <p>(4) の附属教材、研修プログラム</p> <p>(5) の研修会資料、アンケート結果等</p> <p>※ (2)、(3) 及び (4) については、令和3年10月中を目途に作成し、成果物ができ次第、順次納品すること。(5) の研修の実施については、(3) 及び (4) が完成次第、順次実施すること。</p>
担当課室・担当者	総務課 企画法令係 (内線4815・4816)

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題2	子どもの預かりサービスを仲介するマッチングサイトの実態に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>認可外の居宅訪問型保育事業については、他の認可外保育施設と同様に児童福祉法に基づき地方自治体による指導監督を受ける。地方自治体は悪質な事案に対し、同法に基づく事業停止命令など公権力をもった指導監督が可能である。</p> <p>他方、ベビーシッターを仲介するマッチングサイト（以下「マッチングサイト」）については、法的には保育者と保護者の仲立ちをするサービスとして、掲示板等を提供しているに過ぎないため、現状、児童福祉の観点からの規制や法令上の義務付けは行われておらず、厚生労働省の定めるガイドラインを定め、その遵守状況を公表することとしている。</p> <p>しかし、近年マッチングサイトを介したベビーシッターによるトラブルの発生が報告されている。他方で、マッチングサイトについての基礎的データは乏しく、上記の遵守状況以外には、H26年に以下のような調査がある程度に留まる。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000053406.pdf</p> <p>子どもの預かりサービスを仲介するマッチングサイトに関し今後の施策の検討に資するよう、現状を把握するとともに、その課題について、調査研究を実施するものである。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>マッチングサイトについて、以下の項目をアンケート調査やヒアリングを通じて調査すること。</p> <p>注：マッチングサイトそのものの総数については、厚生労働省 HP 及び当該サイトの委託先により、一定程度把握可能と考えられることから、以下の項目には入れていない</p> <p>https://matching-site-guideline.jp/</p> <p>【アンケート調査：厚労省が管理する HP 「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン適合状況調査サイト」に掲載するマッチングサイトを対象とする。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サイトの基本情報について（管理者の所在地、サイトの立ち上げ時期、従業員数、保育者の登録数、利用者数、マッチング件数、売上高） ○保育者について（サイトへの登録の際に保育者に求める項目（ベビーシッターの届出など）、とその確認方法、面接の実施の有無、保育者の基準適合状況） ○利用について（利用者の開示する保育者の情報、利用規約の内容、事前面接の実施状況、届出制度等の利用者への周知の方法） ○個人情報の管理方法について ○保育者及び利用者からの相談に対する体制・トラブル解決手段など <p>【ヒアリング事項】</p>

	<p>(マッチングサイト)</p> <p>○マッチングサイトの各項目を遵守するに際しての諸課題（遵守が特に困難な項目例や、その理由など）</p> <p>(保育者・利用者)注：インターネット上で調査協力者を応募し、個別にヒアリングすることなどを想定しているが、詳細な方法はある程度任意で考えている</p> <p>○トラブル発生時のマッチングサイトの対応、契約内容、改善してほしい事項など</p> <p>※ なお、本調査研究の実施にあたっては、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>報告書及びバックデータ</p> <p>※令和3年夏（8－9月メド）に、中間報告を提出していただきたい。また、それ以後についても、調査の進捗に応じて、報告願いたい。</p>
担当課室・担当者	<p>総務課少子化総合対策室 企画調整係（内線4825）</p>

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題3	認可外保育施設の認可保育所等への移行に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>○ 認可外保育施設については、児童福祉法上、保育所等の業務を目的とする施設であって認可を受けていないものと規定され、平成31年3月31日時点において全国に約9,000か所（ベビーシッターを除く。）存在している。</p> <p>○ 令和元年10月から施行された幼児教育・保育の無償化においては、待機児童問題によりやむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない方もいることから、代替的な措置として認可外保育施設も無償化の対象とされた。原則、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要であるが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすために、5年間の猶予期間を設けている。</p> <p>○ 無償化を契機として、認可外保育施設の質の確保・向上を図っていくことが重要であり、国としても、都道府県等による認可外保育施設に対する指導監督の充実などの支援に取り組んでおり、その一つの取組として、認可施設への移行を希望する施設に対する運営費等の補助を行っている。</p> <p>○ 認可施設への移行については、特色のある保育を提供している等の理由から認可施設への移行を希望しない認可外保育施設がある一方、移行を希望しているにもかかわらず様々な要因から移行できない施設も存在している。</p> <p>○ ついては、認可施設への移行を希望しているにもかかわらず何らかの要因で移行できない認可外保育施設、及び何らかの阻害要因を解決して認可施設へ移行した施設について、その要因に関する調査分析を行い、認可施設へ移行する上での隘路の解消に向けて参考となる情報をまとめ、周知することを目的とする。</p> <p>○ その際、認可施設への移行を希望しない施設についても、現状のままの運営を希望する理由等の分析を行い、今後の認可外保育施設の在り方の検討材料とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（1）認可外保育施設の指導監督を行う都道府県等を経由して、全国の認可外保育施設等に対してアンケート調査（悉皆調査）を実施する。</p> <p>その際、都道府県等に対しても、認可外保育施設への支援の状況、認可外保育施設から受けた認可化移行に関する相談内容などについてアンケート調査を実施する。</p> <p>（2）（1）の調査結果から特徴的な状況にある施設及び自治体に対してヒアリングを実施する。</p> <p>（3）（1）、（2）の結果を基に分析を行い、認可化移行を阻害する要因及びその対応策について検討を行う。</p> <p>※ なお、調査の設計、情報の整理、分析検討に際しては、当該課題に知見のある有識者等に助言を求める。また、本調査研究の実施にあたっては、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室と適宜協議すること。</p>
求める成果物	○ （1）、（2）、（3）の調査分析結果をまとめた報告書及びバックデータ

	○ (1) の調査結果については、中間報告として年度途中（令和3年夏（8－9月メド））での報告を求める。
担当課室・担当者	総務課少子化総合対策室 指導係（内線4838）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題4	人口減少地域等における保育の提供に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年12月10日に子ども・子育て会議において取りまとめられた、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」において、「離島・へき地を含む人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべき」とされた。</p> <p>これを受けて、令和2年度に「人口減少地域における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査研究」（以下「令和2年度調査」という。）を実施し、地域の保育ニーズに対応した保育の提供確保に向けた自治体の取組事例を収集するとともに、有識者等による研究会を通じて、人口減少地域等における保育ニーズに対応した保育の確保に向けた取組の在り方について検討した。</p> <p>本調査研究では、人口減少地域等における保育提供の実態や、保育提供の継続及び地域の子育て支援の実施に向けた保育現場の取組を把握し、人口減少地域等における保育の在り方について、令和2年度調査の結果等も踏まえつつ検討するものとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（全国の保育所等に対するアンケート調査）</p> <p>人口減少地域を含む全国の保育所等（認可保育所、地域型保育事業所、保育所型認定こども園をいう。以下同じ。）に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人口減少に伴い利用児童が減少している状況下での保育提供の実態及び課題 ・現在進行している又は今後見込まれる人口減少に伴う利用児童の減少に対し、保育現場において実施されている保育の提供継続及び地域の子育て支援の実施に向けた取組に係るアンケート調査を実施。 <p>（先進的な取組を実施している保育所等に対するヒアリング調査）</p> <p>保育所等に対するアンケート調査の結果を踏まえ、先進的な取組を行っている保育所等（15～20箇所を想定）から、より詳細な取組内容や認識等をヒアリング。</p> <p>（研究会の開催）</p> <p>自治体担当者、保育関係者、有識者からなる研究会を開催し、アンケート調査並びにヒアリング調査において得られた結果及び令和2年度調査の結果等を踏まえ、人口減少地域等における保育の在り方について、検討する。</p> <p>※ なお、本調査研究の実施にあたっては、厚生労働省子ども家庭局保育課と適宜協議すること。</p>

求める成果物	<p>人口減少地域等の保育所等における保育の提供確保や地域の子育て支援の実施に係る取組事例及び人口減少地域等における保育の在り方や課題についてまとめた報告書。</p> <p>保育所等に対するアンケート調査及びヒアリング調査の結果を含む、本調査研究事業における調査・分析で得られたデータ一式については、電子媒体で提出すること。</p>
担当課室・担当者	保育課 企画調整係（内線４８３５）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題5	保育所等における障害児に対する保育内容及び関係機関との連携状況等に関する調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>近年、障害児やいわゆる「気になる子」等の増加を背景として、令和2年7月にとりまとめられた「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」においては、特別な配慮を必要とする子どもの保育については、今後検討すべき課題として、「在籍期間の前後や集団の中での他の子どもとの関わり合いも含め、保育士等による関わりや環境面での工夫、職員間及び家庭との連携等について、様々な知見や事例等を多面的に収集し、それらを基に個々の子どもに応じた支援を講じていくための観点や手立てを地域や現場で共有することが重要である。」とされている。</p> <p>こうした背景を踏まえ、本調査においては、保育所等における障害児（いわゆる「気になる子」を含む。以下同じ。）に対する保育内容や関係機関との連携状況等の実態把握を行うことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（1）障害児保育の実施している市町村（特別区を含む。）（全数）及び障害児を受け入れている保育所等（全数）に対して、調査票を送付し、回答の回収、集計を行う。なお、主な調査項目は以下のとおりとするが、具体的な調査内容等については適宜厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p> <p>（主な調査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町村における障害児の受入方針 ・ 障害児の受入れに当たっての保育の計画の内容 ・ 職員加配等の具体的な支援体制及びその内容 ・ 障害児の受入れに当たっての関係機関との連携状況 <p>（2）上記（1）において、特に特徴的な取組を行っている市区町村（10か所程度）及び当該市区町村内の保育所等（1市区町村につき3か所程度）に対して、障害児を受け入れるに当たり工夫している点や取組の内容に関する具体的なヒアリングを行う。</p>
求める成果物	上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、集計結果等の調査に係る電子データ一式についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。
担当課室・担当者	保育課 地域保育係（内線4840）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題6	児童館の運営及び活動内容等の状況に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童館は、全国に4,453か所（令和元年10月現在）設置され、地域の健全育成活動の拠点として運営されている。その運営や活動の基本的事項については児童館ガイドラインに示している。児童館ではガイドラインの内容を十分に理解し、これに基づいて運営されることが期待されている。</p> <p>平成23年のガイドライン発出を受け、過去の本調査研究事業では、児童館の全国的な設置運営状況や活動実態等を把握して、児童館の果たすべき機能及び役割等を整理した。</p> <p>これらの調査結果に加え、児童福祉法をはじめとした子どもの健全育成に関する法律の改正や、児童福祉施設として虐待、子どもの貧困など子ども・子育てをめぐる今日的課題への対応の必要性等を踏まえて、平成30年10月に児童館ガイドラインを改正したところである。</p> <p>一方で、児童館数は減少傾向にあり、児童館に期待される機能・役割とその運営・活動実態には乖離があることが懸念される。</p> <p>このため、児童館ガイドライン改正後の自治体における児童館や児童健全育成施策・制度の状況や、個々の児童館の運営・活動実態を把握する調査を行う。当該実態を踏まえ、現行の制度上の課題等を検証し、今後の児童館に関する施策や活動の方向性等についての検討作業に資することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本調査研究課題に想定する調査手法等は、次の通りとする。</p> <p>① 自治体に対して、児童館設置の状況や子ども・子育て支援施策との関係、児童館ガイドラインの周知等の状況について質問紙調査（悉皆調査）を行い、先行研究の結果と比較考察すること。</p> <p>② 児童館に対して、児童館の運営状況（施設・設備、職員、児童館ガイドラインに基づいた活動状況、関係機関との連携等）について質問紙調査（悉皆調査）を行い、先行研究の結果と比較考察すること。</p> <p>③ 予備調査及び研究会での協議から抽出した自治体（児童館所管課、児童館関係者等）5か所程度に対してヒアリング調査を実施すること。</p> <p>なお、本調査研究は、有識者や児童館設置運営者で構成する研究会を開催することとし、その構成員の人選及び調査の進め方等は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>(1) 上記①②③の調査研究による結果をまとめ考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書。</p> <p>(2) 結果を簡潔にまとめた電子媒体及び紙媒体での報告書概要版（A4版4頁）。</p> <p>(3) 調査・分析に用いたデータセット。</p>
担当課室・担当者	<p>子育て支援課 健全育成推進室 室長補佐（内線4843） 児童健全育成専門官（内線4847）</p>

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題7	放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>新・放課後子ども総合プランでは、放課後児童クラブと文部科学省所管の放課後子供教室事業について、2023年度末までに全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万か所以上で実施することを目指している。これに対し、令和2年7月1日現在、一体型実施は、増加傾向にあるものの5,557か所であり、より一層の設置促進が必要である。</p> <p>また、一体型の実施においては、学校関係者と両事業関係者とが実施主体に関わらず立場を超えて放課後児童対策について連携することが重要であるが、実際の運営場面における両事業の担当者（自治体所管部署職員、放課後児童支援員、コーディネーター、スタッフ等）間の連携が十分にとれていないなど課題がある。</p> <p>このため、両事業の連携課題の整理とともに、自治体等実施主体が活用できる一体型設置促進ガイド（案）等を作成し、全ての児童が安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動ができるような一体型の実施に向け、市町村における計画的な整備促進や効果的・安定的な運営手法を確立することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本調査研究課題で想定する調査手法等は、次の通りとする。</p> <p>① 自治体の両事業担当部署に対する質問紙調査（悉皆調査）を行う。都道府県における推進方策（推進委員会や研修の実施状況）、市町村における運営体制（運営委員会や研修、活動調整、放課後児童支援員と放課後子供教室スタッフの連携内容、放課後児童クラブ利用児童の放課後子供教室事業への参加状況、参加にあたっての体制確保等）について把握すること。</p> <p>② 予備調査及び研究会での協議から抽出した自治体10か所程度に対してヒアリング調査を実施すること。</p> <p>③ 上記①②から得た知見をもとに自治体等実施主体が活用できるガイド（案）を検討すること。</p> <p>なお、本調査研究は、有識者や両事業設置自治体関係者等で構成する研究会等を開催することとし、その構成員の人選及び調査の進め方等は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>（1）上記①②③の調査研究による結果をまとめ考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書。</p> <p>（2）調査・分析に用いたデータセット。</p>
担当課室・担当者	<p>子育て支援課 健全育成推進室 室長補佐（内線4843） 児童健全育成専門官（内線4847）</p>

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題8	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における提供会員の確保方策等の取組事例に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、少子化社会対策大綱等において地域における育児に係る相互援助活動を推進することとしており、また、幼児教育・保育の無償化の施行等に伴い、質の確保・向上もより重要となっている。</p> <p>一方で、依頼会員数に比べ提供会員数が少ないことや、配慮が必要な子育て家庭等からの依頼が増えている等、ファミリー・サポート・センターとして対応すべき課題も増えてきている。</p> <p>本調査研究では、提供会員の確保方策、配慮が必要な子育て家庭等への対応方法等、ファミリー・サポート・センターが抱える課題、対応方策について調査、検討を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>提供会員の確保方策、配慮が必要な子育て家庭等への対応方法、その他ファミリー・サポート・センターにおける対応困難事例について、課題、対応方策の事例の収集を行うとともに、効果的な対応方策について検討を行う。また、必要に応じてヒアリングを実施する。</p> <p>なお、本調査研究の実施にあたっては、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>実態把握、課題の整理、効果的な対応方策をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	子育て支援課課長補佐（内線4843）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題9	地域子育て支援拠点事業における障害児等支援に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>地域子育て支援拠点事業は、地域の身近な場所で、子育て親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業であるが、少子化社会対策大綱において、設置の促進とともに支援の質の向上を図ることとされている。</p> <p>地域子育て支援拠点事業における支援の質の向上を進めるため、障害が疑われる子どもや障害児の育児相談等について、本調査研究において、参考となる好事例集を作成することにより、地域子育て支援拠点事業に従事する職員の資質向上を図ることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>地域子育て支援拠点における障害が疑われる子どもや障害児のいる家庭への育児相談対応などの支援方法について、実態把握の調査を実施し、先進的な取組事例の収集を行った上で考察を加え、好事例集をまとめる。</p> <p>なお、本調査研究の実施にあたっては、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>実態把握、先進的な取組事例等をまとめた好事例集</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	子育て支援課課長補佐（内線4955）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題10	都道府県社会的養育推進計画の好事例集作成と自治体向けシンポジウム（都道府県社会的養育推進計画の実践に向けた調査研究）
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>都道府県社会的養育推進計画については、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（平成30年7月6日子発 0706 第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「策定要領」という。）を发出し、令和元年度末までに各自治体において策定が終了している。当計画は、平成28年の児童福祉法改正により明記された「子どもが権利の主体であること」や、子どもができる限り家庭に近い環境で養育を受けられるようにする「家庭養育優先原則」について、各都道府県等においてそれらの具体化のための抜本的な改革を行う上での重要な位置付けを有しており、数値目標等とともに、「子どもの権利擁護」、「市町村の体制整備」、「里親等委託の推進」、「特別養子縁組の推進」、「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」、「一時保護改革」、「自立支援の推進」、「児童相談所の強化」といった各般の取組を具体的に盛り込んだものとなっている。</p> <p>しかしながら、令和元年度末までに各自治体から提出のあった同計画について、国においては記載項目の一つである「里親等委託の推進」の取組しか評価・検証ができていないことから、同計画に記載の全ての取組について評価・検証・フィードバックを行うことで、各自治体における同計画の実践への機運を高めることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（1）社会的養育推進計画に記載のある各項目に関する評価・検証</p> <p>各自治体から提出のあった都道府県社会的養育推進計画に記載のある次の10項目について、実態把握と課題抽出を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 ②当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） ③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 ④各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み ⑤里親等への委託の推進に向けた取組 ⑥パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組 ⑦施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ⑧一時保護改革に向けた取組 ⑨社会的養育自立支援の推進に向けた取組 ⑩児童相談所の強化等に向けた取組 <p>（2）好事例集の作成</p> <p>（1）で評価・検証を行った各自治体の社会的養育推進計画の中から効果的な取組やユニークな取組を抽出し、好事例集としてとりまとめること。</p>

	<p>(3) 自治体向けのシンポジウムを開催</p> <p>今回の調査結果を自治体にフィードバックするため、自治体の担当者を集めたシンポジウムを開催し、評価・検証結果の報告を行うとともに、先進的な取組を行っている自治体による事例発表、計画を実践していくためのグループワーク等を行うこと。</p> <p>※ なお、本調査研究の実施にあたっては、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と適宜協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>家庭福祉課 指導係 （内線４８６０） 課長補佐（内線４８７５）</p>

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 1 1	特別養子縁組成立後の支援のあり方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成28年児童福祉法改正においては、法の理念の明確化され、家庭養育優先原則が示される中、養子縁組にかかる相談支援が児童相談所の業務として明確に位置づけられた。また、国としても、特別養子縁組制度のより一層の活用の検討を促していく観点から、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていくこととしている。</p> <p>現在、児童相談所においては、養子縁組里親への支援としてさまざま研修や委託中の支援を実施しているが、縁組成立後の支援については、支援を行き届かせることができていない可能性がある。</p> <p>一方、民間あっせん機関においては、縁組成立後の支援についても、団体それぞれが工夫しながら、多様なケースワークを実践している。</p> <p>例えば、真実告知などは、子どもの年齢や状況に応じて内容を深めて行うことなどが重要とされており、養親だけで向きあうことは難しいとされているところ、縁組成立後の支援について児童相談所や養子縁組民間あっせん機関に対する調査を行うことにより、実態や実例を把握し、それらを踏まえて、支援の在り方を検討する。</p> <p>また、本調査研究においてとりまとめた内容については、関係者に周知することによって、特別養子縁組を必要とする子どもに対する支援の増進を図る。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>特別養子縁組成立後の支援について、児童相談所や養子縁組の民間あっせん機関に対する悉皆のアンケート調査及び抽出によるヒアリング調査を行うことにより、収集把握した実例や実態を分析検討し、有効と考えられる取組や課題点・問題点を整理した上で、適切な支援を行うために必要と考えられる体制を含めた支援のあり方を示すこと。</p> <p>なお、調査の設計、情報の整理、分析検討に際しては、当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を設けて助言を求めることとし、構成員の決定等について、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。また、とりまとめ内容の周知については、関係者に対する報告会の実施等、丁寧な周知方法を検討していただきたい。</p> <p>その他、調査手法や内容、とりまとめ内容の周知方法については適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>調査研究結果を取りまとめ、有効と考えられる取組や課題点・問題点を整理し、支援のあり方を示した報告書。</p> <p>調査・分析に用いた電子データセット。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4879）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 1 2	妊娠に葛藤を抱える女性に対する支援を実施する機関の支援方策に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和2年度においては、予期せぬ妊娠をした女性が出産を選択した場合における相談支援の現状や、出生した子どもへの支援がどのように行われているかについて事例を収集し、医療機関・母子保健分野・児童福祉分野の連携や出生した子どもの特別養子縁組も踏まえた支援のあり方を検討する際の基礎資料とすることを目的とし、「予期せぬ妊娠をした女性が出産を選択した場合における母子ともに安心・安全に出産できるための取組と出生した子どもへの支援に関する調査研究」を行った。</p> <p>具体的には、支援や取組を実施している民間団体等を中心に、ヒアリング調査を実施し、できるだけ幅広く取組内容や事例等を収集することで実情を把握した。</p> <p>令和3年度においては、令和2年度の調査研究を先行研究として、先行研究から明らかになった現状の取組を踏まえ、取組や事例について収集するのに留まらず、体系的に整理することを試みることにする。こうした詳細な分析を試みることにより、相談支援機関と関係機関との連携方策や、子どもの出生後も引き続き母子に対して支援を継続していくための方策など、今後の支援のあり方を検討することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者の知見や過去の研究、令和2年度の調査結果報告の内容等を踏まえ、現在、妊娠に葛藤を抱える女性に対して実施されている支援・取組の体系的整理のために、必要に応じて、相談・支援機関や施設に対する追加のアンケート調査や現地ヒアリング調査等を実施するなどした上で、それらをもとに体系的整理、分析を行う。</p> <p>なお、調査の設計、情報の整理、分析・検討に際しては、当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を設けて助言を求めることとし、構成員の決定等について、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p> <p>その他、調査を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>調査研究結果を取りまとめ、有効と考えられる取組や課題点・問題点を整理し、支援のあり方を示した報告書。</p> <p>調査・分析に用いた電子データセット</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4879）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 1 3	児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年度に作成した子ども間で発生する性的な問題に対応するためのチェックポイントについて、令和2年度は実際にチェックポイントを用い、施設現場等において実践した上での検証を行った。</p> <p>今年度研究においては、それらの検証結果・評価をもとに、性的問題対応に関して、これまで取り組んでいなかった施設等が、今後チェックポイントを新たに導入するに当たって参考となる「子ども間で発生する性的な問題対応マニュアル」を作成することとした。</p> <p>こうした対応マニュアルを作成することで、今後、新規に体制を構築する施設や自治体での導入を支援し、普及させて行くことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究」において、既に取り組んでいる施設や今後取り組もうとする施設等の困難さ課題等について分析し、そのポイントについて洗い出しをする。その結果をもとに、施設・自治体等で子ども間の性的問題の取り扱いに関する研修プログラム（案）を作成する。</p> <p>② ①で作成した研修プログラム（案）を任意の施設・自治体を対象にモデル的に実施し、ブラッシュアップする。</p> <p>③ 上記の内容をもとに、研修プログラム（案）を中心とした導入プログラムを策定する。</p> <p>④ 上記①から③については、有識者等で構成される「検討委員会」を設置して実施する。（「検討委員会」の構成員は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議の上、決定する。）</p> <p>※ 本調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記①から③についてとりまとめた報告書（紙媒体と電子媒体） ・ 調査分析データの一部又は全部（提出する調査分析データの範囲については、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。）
担当課室・担当者	家庭福祉課 社会的養護専門官（内線4869）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 1 4	市区町村の要保護児童対策地域協議会等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応においては、児童相談所、市区町村、教育委員会、学校、警察等関係機関の適切な連携が重要であるが、その中で、市区町村は、児童虐待の一義的な対応窓口となっていることに加えて、要保護児童対策地域協議会の運営、各種子育て支援事業や母子保健事業の実施など、非常に重要な役割を担っている。</p> <p>各市区町村における児童家庭相談体制や要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況については、平成19年度より調査を開始し、その後、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施状況、子ども家庭総合支援拠点の設置状況といった調査項目を追加し、現在の「市町村（虐待対応担当窓口等）の状況調査」の形態になっている。</p> <p>その一方で、調査開始から既に10年以上が経過し、その間、数度にわたり制度改正が行われたこと、また、要保護児童対策地域協議会の更なる充実・活性化、子ども家庭総合支援拠点の設置促進といった課題に関する取組を進めるため、要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況等市区町村における虐待対応に関する基礎データを収集する本調査について、その調査項目の見直しを行うことにより、市区町村の児童虐待への対応力の向上に関する施策の検討に資することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 現在の「市町村（虐待対応窓口等）の状況調査」の調査項目を参考として、市区町村における要保護児童対策地域協議会、子ども家庭総合支援拠点の設置・運営状況や乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の実施状況について、どのような情報等を把握し分析していくことが児童虐待対策に資するのか等、実態を把握するための調査内容・方法等について検討する。</p> <p>(2) (1)を踏まえ、調査様式、集計ツールを作成し、全市区町村を対象にした調査を実施し、調査結果を集計・分析し、報告書に取りまとめる。</p> <p>なお、上記は厚生労働省家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議し、有識者等で構成する委員会において検討の上で実施すること。</p>
求める成果物	<p>上記の調査結果を踏まえた報告書及び調査・集計・分析に用いた電子データ一式</p> <p>※ 報告書については、紙媒体の提出のほか、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 虐待防止対策推進室 調整係（内線4896）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 15	一時保護の手続における児童福祉審議会等の活用に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において、一時保護その他の措置に係る手続きの在り方について、施行後一年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとするという検討規定が設けられ、児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会において検討が加えられたところである。</p> <p>同検討会において、一時保護に係る判断に関し第三者に意見を聴く機会を設けるべき旨が提言されたことから、児童福祉審議会等を活用して意見具申の仕組みのモデル実施を行うことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>一時保護の開始、継続、解除について、保護者の強い反対を受けるなど、児童相談所がその判断に迷うような困難事例について、児相の求めを受けて、児童福祉審議会が第三者として意見の具申を行う仕組み（※）について、自治体においてモデル実施を行い、課題や今後の活用方策について整理する。その際、管内の児童相談所や意見聴取を受けた保護者等からアンケートを実施する。</p> <p>なお、本調査研究の実施にあたっては、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と適宜協議すること。</p> <p>（※）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第2項ないし第6項に、児童福祉審議会の調査権限、関係機関に対する意見具申、児童や家族に対する意見聴取等に関する規定が置かれており、これらを活用することが想定される。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 分析評価指導専門官（内線4864）</p>

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 16	多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>これまでのヤングケアラーに係る調査研究では、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）や教育現場等への実態調査のほか、ヤングケアラーの早期発見・支援に活用するためのアセスメントシートやガイドラインの作成などを行ってきたところ、これら調査研究においては、今後のヤングケアラーへの支援方策の一つとして、自治体、教育委員会、学校等多機関連携の重要性が挙げられている。</p> <p>その一方で、多機関連携によるヤングケアラー支援の実態は必ずしも明らかになっておらず、自治体等にヤングケアラーの認知から適切な機関への引継（情報提供）、支援までのノウハウの蓄積などがない状況にある。</p> <p>よって、調査研究を行い、多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアルを作成するとともに、当該マニュアルに基づくモデル事業を実施し、多機関連携によるヤングケアラーへの適切な支援の在り方について検討を行う必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（1）ヤングケアラー支援モデル事業の実施に向け、要対協、子ども家庭総合支援拠点、市区町村（高齢者福祉部門、障害福祉部門）、地域包括支援センター、ケアマネージャー、教育委員会、学校等関係機関の連携の在り方についての検討を行い、「ヤングケアラー支援マニュアル」を作成する。</p> <p>（2）（1）のマニュアルに基づき、特定の自治体においてモデル事業を行った上、課題等を整理し、報告書に取りまとめる。</p> <p>なお、上記は厚生労働省家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議し、有識者等で構成する委員会において検討の上で実施すること。</p>
求める成果物	<p>上記の調査結果を踏まえた報告書及び調査・分析に用いた電子データ一式</p> <p>※ 報告書については、紙媒体の提出のほか、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 虐待防止対策推進室 自治体支援係（内線4849）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 17	要保護児童等に関する関係機関との情報共有のためのシステム構築等に関する調査研究事業
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>近年に発生した児童虐待の事案では、転居した際の自治体間の引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。このため、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、転居ケース等における引継ぎを含め、児童相談所・市町村の情報共有をより効率的・効果的に行うため、全都道府県においてシステムの導入を進めることとしており、全国共通の情報共有システムの開発を行い、令和3年度から運用が開始される。</p> <p>一方、児童相談所・市町村といった行政機関以外の関係機関との情報共有を行う際にもシステムが活用できるよう、令和2年度に「要保護児童等に関する情報共有システムの導入及び運用に関する調査研究事業」を実施し、児童福祉法に基づく関係機関との情報共有の場となっている要保護児童対策地域協議会における情報共有の実態（共有する情報の項目等）に関する調査や、関係機関との情報共有を行う場合のシステムの構成等の検討を行ったところである。</p> <p>関係機関との情報共有を行うためのシステム構築に当たって必要となる事項について、さらに検討を進め、システムの具体的内容を整理することが必要となっている。なお、こうした検討に当たっては、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）に基づく「地方公共団体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称) Gov-Cloud」活用」など、関連する情報システムの動向に留意するとともに、その関係性等の整理を行うことが必要となる場合がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>関係機関と情報共有を行う項目や関係機関がシステムを利用する際の手順等について整理を行った上、要保護児童等に関する関係機関との情報共有を行うシステムの仕様の素案（情報共有システムの改修に係る仕様の素案等）を作成する。こうした作業にあたっては、自治体の職員や自治体における情報システムの整備に関する知見を有する者等からヒアリングを行うなど、現場の運用に即し、ユーザーである自治体の職員にとって使いやすいものとなるよう、留意することが必要となる。</p> <p>なお、成果物の作成に係る作業等の進め方は、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 分析評価指導専門官（内線4864）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 18	虐待事例等の困難場面における保護者対応についての調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>「児童虐待防止対策の抜本的強化について」※（※平成31年3月19日付、3章⑦）において、児童相談所の児童福祉司等の職員は、児童虐待に関する通告への対応、介入的な対応や夜間予備休日の緊急的な対応に備えが必要であり、こうした精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている。</p> <p>令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業で行った「児童相談所職員のメンタルヘルスに関する調査」によると、人員体制が強化されたものの、高い専門性が必要にもかかわらずSV（スーパーバイス）を行う職員の不足により相談しにくい環境となり業務負担の高さも加わり、若手職員がメンタルヘルスを崩すリスクがあると指摘された。</p> <p>また、令和2年度に行われた児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会において、本来一時保護その他の措置を行うべきではない事例や逆に必要な一時保護が行われなかった事例について、分析や検討を行うべき旨提言された。</p> <p>児童相談所における、専門性向上と対応力強化のため、業務負担の要因となっている虐待事例等の困難場面における保護者対応について対応ガイドの取りまとめを行い、研修等、職員育成に活用する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>各自治体において、①児童福祉法第33条第5項、同法第28条第1項及び第2項の承認の申立が却下された事例や、過去の死亡事例検証で取り上げられたような事例、②代表的な虐待事例等の困難場面における保護者対応事例の収集分析を行う。</p> <p>①について、都道府県や児童相談所の判断の際に参照すべき分かり易い資料を作成する</p> <p>②について、平成16年度 厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）「困った場面の保護者対応ガイド」について、その後の法改正、虐待対応件数等の増加、子どもの権利擁護の視点などを踏まえ、新たな対応ガイドの作成を行う。</p> <p>なお、上記は厚生労働省家庭福祉課と協議し、有識者等で構成する委員会において検討の上で実施すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 分析評価指導専門官（内線4864）</p>

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 19	児童福祉司スーパーバイザー研修修了要件の在り方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年の児童福祉法改正※において、児童相談所におけるスーパーバイザー（児童福祉司）の任用要件が厳格化された。（※施行期日 令和4年4月1日）</p> <p>令和元年度、2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、児童福祉司スーパーバイザーの任用要件の在り方等の検討実施を行った検討結果を踏まえ、児童福祉司スーパーバイザーの義務研修の修了のための修了試験教材の開発、具体的な実施方法等について研究とすることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>令和元年度、令和2年度に実施された「児童福祉司スーパーバイザー研修修了要件の在り方に調査研究」を先行研究として位置付け、スーパーバイザー義務研修の本格施行に向け、修了の判断に資する修了試験教材等の開発を行い、その実施手法について引き続き検討する。</p> <p>① 児童福祉司スーパーバイザーの義務研修の修了のための効果測定に資する修了試験教材開発、ICT等を活用した受検等、具体的な方策を検討する。</p> <p>② スーパーバイザー研修の円滑な実施ができるよう、実施にあたっての課題等を検討する。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 分析評価指導専門官（内線4864）</p>

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題20	児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>虐待による乳幼児頭部外傷は、重篤な場合には死に至るものであり、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）」（児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）においても、虐待による直接の死因において頭部外傷が占める割合は最も多くなっている。</p> <p>令和2年度には、児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応に関する課題・留意事項の整理等を行うため、子ども・子育て支援推進調査研究事業において「児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応に関する調査研究」を実施した。</p> <p>本調査研究では、令和2年度の調査研究事業の結果を踏まえつつ、虐待による乳幼児頭部外傷事案に対する児童相談所と関係機関との連携や、取組等について、事例に沿ってより具体的に整理し、もって児童福祉施策に資することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（1）児童相談所に対する事例調査と分析</p> <p>児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応について、医療機関等との連携や、一時保護の実施・解除のあり方、家族への支援等に関する取組等について、児童相談所及びその関係機関等へヒアリングを行い、分析を行う。</p> <p>（2）課題・留意事項の整理</p> <p>（1）の結果を踏まえ、児童相談所における対応の課題や留意事項等を検討・整理するとともに、対応時の参考となる事例集等をとりまとめる。</p> <p>なお、以上は厚生労働省家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議し、有識者等で構成する委員会において検討の上で実施すること。</p>
求める成果物	<p>上記の調査結果を踏まえた報告書及び調査・集計・分析に用いた電子データ一式</p> <p>※ 報告書については、紙媒体の提出のほか、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863）</p> <p>家庭福祉課 虐待防止対策推進室 保健指導専門官（内線4894）</p> <p>主査（内線4897）</p>

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 2 1	児童相談所における児童福祉司等の勤務実態等についての調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>「児童虐待防止対策総合強化プラン（新プラン）」に基づき、児童福祉司や児童心理司の増員を図るとともに、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（関係閣僚会議決定）を踏まえ、一時保護所の体制強化を図ったところである。</p> <p>その上で児童福祉司の体制については令和元年の児童福祉法等の一部改正における附帯決議において、児童福祉司の一人あたりの相談対応件数が平均で40ケースを超えないよう、更なる増員に向けた人材・財源確保に努めることとされている。</p> <p>上記を踏まえ、児童福祉司や一時保護所職員の勤務実態を明らかにすることにより、児童福祉司一人あたりの対応ケース数や一時保護所の設置運営基準の検討材料とするものである。</p> <p>併せて、一時保護委託先における体制についても調査し、適切な保護体制となっているか調査するものである。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>児童相談所における業務量を把握するため、タイムスタディー調査等を実施（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司の持ちケースを分析（児童虐待相談対応件数、職員配置人数、相談種別毎に、対応時間等を調査） ・一時保護所職員の業務量を調査（定員の規模、職員配置割合、平均入所率別に、対応時間等を調査） ・一時保護委託先における保護体制等を調査（主な類型別） <p>※ なお、本調査研究の実施にあたっては、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>今後の方策を検討するにあたり参考となるデータを収集し、整理した報告書を作成する。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 分析評価指導専門官（内線4864）</p>

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題22	子どもの権利擁護システムの普及啓発に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年児童福祉法改正法附則第7条第4項に「政府は、この法律の施行（※令和2年4月1日）後二年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。</p> <p>現在、この規定を受けて「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」を開催して制度改正の検討を進めているとともに、平成30年度・令和元年度・2年度と3カ年継続して調査研究事業を行っているところ。</p> <p>過去3カ年分の研究を先行研究として、本年度の調査研究を実施し、過年度の成果物の自治体の現場への定着を進め、令和4年度法改正に向けた下地作りをしておく必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>①子どもの権利救済に関するモデル事業の実施</p> <p>令和2年度までの調査研究事業では、児童福祉審議会を活用した子どもの権利救済の仕組みのガイドライン策定、訪問アドボケイトによる意見表明支援のガイドラインの策定を行ってきたところ。令和3年度からはこれらのガイドラインを用いて複数の自治体にモデル事業に取り組んでもらい、アンケート調査・インタビュー調査等の手法で制度化に向けた課題の洗い出し等を行う。</p> <p>②普及啓発資料の作成</p> <p>この取組は自治体、児童相談所、施設、里親、子ども等の関係者の理解が欠かせないことから、当該分野に携わる有識者の検討会を回し、自治体が関係者への説明・説得をしやすくなるような普及啓発ツールを開発する。</p> <p>※ なお、本調査研究の実施にあたっては、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記①に関して、調査結果をまとめた報告書</p> <p>上記②に関して、自治体に配布可能なパンフレット・カード等の普及啓発資料</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 虐待防止対策推進室 課長補佐（内線4893）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 2 3	地方自治体における子ども家庭福祉分野の人材養成・キャリアパス等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年児童福祉法改正法附則第7条第3項に「政府は、この法律の施行(※令和2年4月1日)後一年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。</p> <p>この規定を受けて立ち上げた「資格の在り方に関するワーキングチーム」のとりまとめでは、地方自治体の子ども家庭福祉分野の人材の資質向上を図るため、国において自治体の人材養成・人事制度・キャリアパスのモデルを提示すべきであると提言されている。</p> <p>この提言に対応するため、人事・キャリアパス等の事例収集・分析等の調査研究を行う必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>児童相談所や市区町村子ども家庭総合支援拠点でソーシャルワークを担う人材の養成、採用も含めた人事制度、キャリアパスの整備において好事例となる自治体（規模別に複数）へのアンケート調査、インタビュー調査等を通じて、自治体の取組に参考となる人材養成モデルを提示する。</p> <p>なお、本調査研究の実施にあたっては、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と適宜協議すること。</p>
求める成果物	上記についての報告書（事例集含む）
担当課室・担当者	家庭福祉課 虐待防止対策推進室 課長補佐（内線4893）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 24	警察向け「「児童福祉」がわかるハンドブック（仮称）」作成に係る調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>近年、悲惨な児童虐待事案の発生を受け、子どもの安全確保のため、警察と児童相談所等との連携強化が求められている。その一方、行政機関は、法令によりそれぞれ異なった任務を与えられ、権限行使に当たっては多くの制約の下に置かれていることに鑑みれば、警察と児童相談所との連携は、対処の意図や限界等を理解し合った上で、それぞれの機関の任務を達成するために、それぞれの機関が事案に即して行動することが求められる。</p> <p>しかし、一部現場においては、警察と児童相談所との間に、不知と誤解（例えば、警察による介入的観点と児童相談所等による福祉的観点の相違）に基づく摩擦が生じ、方針が対立するなど十分な連携が困難となっている実態もある。</p> <p>京都産業大学社会安全・警察学研究所が2019年1月に発行した、「児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック」は全国の児童相談所等に配備、活用されているところであるが、より一層相互理解を進めるため、警察に向けた「「児童福祉」がわかるハンドブック（仮称）」を作成し、全国の都道府県警察、児童相談所等に配備することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>児童福祉業務の説明・解説、警察関係者からアンケート又はヒアリングにより収集した児童相談所等への質問・意見及びその質問・意見に対する児童相談所等の回答、児童福祉用語解説等について検討・整理を行い、警察向け「「児童福祉」がわかるハンドブック（仮称）」を作成し、成果物を各都道府県警察及び児童相談所等へ送付する。</p> <p>なお、上記は厚生労働省家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議し、有識者等で構成する委員会において検討の上で実施すること。</p>
求める成果物	<p>上記の調査結果を踏まえた報告書及び調査・分析に用いた電子データ一式</p> <p>※ 報告書については、紙媒体の提出のほか、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課虐待防止対策推進室自治体支援係（内線4849）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 25	一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において、一時保護その他の措置に係る手続きの在り方について、施行後一年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとするという検討規定が設けられ、児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会において検討が加えられたところである。</p> <p>一時保護所では、子どもの視点に立って権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるように、職員の資質向上が求められるが、検討会での検討結果を踏まえ、一時保護所職員に対して行う研修教材等についての開発を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① 全国の児童相談所、研修実施機関に対して、一時保護所の職員向けの研修に関する実態調査を行う。</p> <p>② 調査結果を踏まえ、学識経験者等において、研修のカリキュラム構成と研修を実施する際の研修教材（w z s 標準テキスト）の作成を行う。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書、研修テキストについては、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 分析評価指導専門官（内線4864）</p>

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 26	通告の一元的運用に関する実証的調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年度、2年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業において「通告の窓口の一元的運用に関する調査研究」を実施した。児童相談所において、寄せられる児童虐待通告について、先行研究で開発されたチェックリストの検討を行った上で、通告受理機関内において振り分けシミュレーション検討を行った。</p> <p>令和2年度の検討結果を踏まえ、振り分けを行う児童相談所と市町村との間で、振り分けのモデル実施を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>令和元年度、令和2年度に実施された「通告の一元的運用に関する実証的調査研究」を先行研究として位置付け、モデル実施等により導入が可能であるか引き続き検討する。</p> <p>先行研究で検討されたチェックリストを用いて、通告の振り分けを行い、児童相談所と市町村の受理機関において、実証的に調査を行うこと。モデル実施先の児童相談所設置自治体については、人口規模や地域特性の異なる自治体を複数選択し実施することが望ましい。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 分析評価指導専門官（内線4864）</p>

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 27	児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等において、①児童相談所が一時保護等の措置の判断に用いるリスクアセスメントシートや市町村及び②児童相談所が市町村送致等の際に活用する共通リスクアセスメントツールについて、信頼性・妥当性を科学的に検証するとともに、これらのアセスメントツールの活用方法の在り方を含めて検討し、市町村及び児童相談所がより実践的に活用できるものに見直すとされたところである。</p> <p>令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究）の研究結果において、②のアセスメントツールの活用に課題があることがわかった。そのため、アセスメントツールの利用促進を図るため、シートの見直し、活用方法の検討を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>令和元年度、令和2年度に実施した「児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究」の結果を活用し、以下の事項を実施する。</p> <p>① アセスメントツールの項目、様式等について見直しを行う。</p> <p>② 他アセスメントシートとともに活用する場面等の整理を行い、活用促進の方策について検討を行う。</p> <p>調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者とは協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 分析評価指導専門官（内線4864）</p>

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題28	日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>「児童虐待防止対策総合強化プラン（新プラン）」に基づき、児童福祉司や児童心理司の増員を図るとともに、令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において、児童心理司の配置基準が法定化された。付帯決議において、児童虐待の再発を防止するため、加害者、特に虐待を行ってしまった保護者への支援プログラムを既に支援を実施している民間団体等との協力・連携を進め、必要な専門人材の養成などの支援体制を充実させることが求められている。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>令和元年度に実施した「児童心理司の業務実態と専門性向上に関する調査研究」、令和2年度に実施の「日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査」を先行研究として踏まえ、さらに研究を進めていく。</p> <p>これまでの先行研究では、保護者支援プログラム（以下、「プログラム」という。）がより活用が促進されるよう、そのプログラム個別の特性等内容を把握し、適応可能なケース等の整理を行った。</p> <p>① 児童相談所において、保護者プログラム活用が促進されるよう、児童相談所の地域特性なども考慮にいれ、取り組みにあたり体制について検討を行う。</p> <p>② 保護者指導プログラムを実施している児童相談所へその効果等も含めたアンケート調査、ヒアリングを実施し、プログラムの外部委託を推進するために求められる事項の整理を行う。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 分析評価指導専門官（内線4864）</p>

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 29	不妊治療中の方への里親・特別養子縁組の情報提供方法に関する研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>政府において、不妊治療については、経済的な支援のほかに、子どもを育てたいと望む家庭に対して、里親・特別養子縁組について選択肢の一つとして情報提供を行うこととしている。</p> <p>しかし、不妊治療中の方や不妊治療を考えている方に対して、もう一つの子育ての選択肢として里親・特別養子縁組は情報を知る機会ほとんどない。一方で、不妊治療を行ったことのある方への調査では、里親・特別養子縁組制度について知りたかったという回答もあり、潜在的なニーズは存在する。また、不妊治療実施医療機関においても、患者に対する当該制度に対する情報提供方法は、施設によってばらつきが大きく、情報提供の時期や方法などの一定の知見がない。</p> <p>不妊治療実施医療機関において、患者に対して里親・特別養子縁組についてどのような情報提供をすべきか一定の知見を集積し、適切な情報提供のあり方や方法を示すことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 全国の里親・特別養子縁組の情報提供を行っている不妊治療実施医療機関において、情報提供の方法や時期、行政や民間支援団体との連携方法、患者や医療従事者へのアンケートの実施等の調査分析を行い、好事例に対しては、詳細な分析を行う。</p> <p>(2) (1) や海外等の文献を踏まえた、不妊治療実施医療機関における、望ましい里親・特別養子縁組の情報提供のガイドラインを作成する。</p> <p>(3) 不妊治療実施医療機関が情報提供をしやすいう、リーフレットなどの情報提供資料を作成する。</p> <p>なお、上記の各事業の実施に当たっては、有識者の意見を踏まえて実施するとともに、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p>
求める成果物	<p>1) (1) ~ (3) の調査・分析結果をとりまとめた報告書（報告書の概要版含む）</p> <p>2) 1) 及び1) の作成に活用した分析結果及び調査資料等の各種電子データセット</p>
担当課室・担当者	母子保健課 課長補佐（内線4985）、家庭福祉課 専門官（内線4879）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題30	母子保健分野の栄養施策等に関する海外への情報発信に資する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>日本では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援として母子保健サービスが提供されるとともに、母子保健に関する取組を推進する国民運動等が実施されている。母子保健分野の栄養施策として、妊産婦の望ましい食生活の実現に向けた指針や、授乳や離乳の支援に関する基本的な考え方等を示したガイドライン等を活用した取組を推進している。</p> <p>国際的には、2008年にLancet誌において妊娠から子の2歳の誕生日までの栄養改善の重要性が提起され、2016年に開始された持続可能な開発目標（SDGs）では「5歳未満の子どものstuntingやwastingについて国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。」と示される等、母子保健分野における栄養改善については重要な位置付けにある。</p> <p>2021年12月には東京栄養サミット※が日本において開催される予定であり、日本から諸外国に対し、母子保健分野における栄養改善に係る経験や知見を共有することが求められている。本研究課題は、日本の母子保健分野の栄養施策等に関して、国際貢献に繋げることを目的として実施する。</p> <p>※2012年のロンドンオリンピックの最終日に英国キャメロン首相（当時）が主催した「飢餓サミット」を機に、翌2013年に「栄養サミット」がロンドンで初開催。2017年12月に安倍前総理が2020年に東京で開催することを表明したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、2021年12月を目途に延期することとなっている。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 日本及び諸外国の母子保健分野の栄養施策に係るデータ及び資料の収集、分析、整理</p> <p>日本及び諸外国の母子保健分野の栄養施策に関するデータや資料を収集する。これらにより得られた情報について、精査と分析を行い、国別に整理し、取りまとめる。その際、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健分野について、少なくとも、低出生体重児・子供のやせや過体重、若年女性のやせや貧血・母乳育児の状況を含むこと。 ・ 対象とする諸外国等は、米国、カナダ、欧州（先進国）、アジア（東アジア、東南アジア）、大洋州、専門機関（WHO等）、とする。 ・ プライマリ・ヘルスケア（PHC）、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の観点から、自治体や医療機関等による行政サービスや公的医療制度（母子健康手帳含む）等について国内の状況を経年的に整理する（諸外国についても同様）。 <p>(2) 整理した情報に基づく、国際会議等で活用する資料の作成</p> <p>(1)に基づき、国内外に紹介するための資料（PowerPoint）を作成する。</p>

	<p>その際、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国の状況と比較して日本における特徴がわかるようにする ・ 図表やイラストを効果的に活用する等、諸外国からの会議参加者が言語の違いを超えて内容を理解できるよう、デザインを含めて工夫する ・ 詳細版と概要版を作成する ・ 日本語、英語、仏語それぞれについて作成する ・ 東京栄養サミットで活用できるよう、令和3年10月目途に仕上げる <p>(3) その他、事業を進める過程で生じた新たな課題についての対応</p> <p>上記については、有識者の意見を踏まえて実施するとともに、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>○調査結果等をまとめた報告書 報告書の提出にあたっては、統計解析等に用いたデータセット、調査結果集計表の電子媒体（編集・加工が可能な媒体を含む）も提出すること。</p> <p>○国際会議等で活用する資料 本資料については編集・加工が可能な電子媒体を提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>母子保健課 課長補佐（内線4985）、栄養専門官（内線4981）</p>

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 3 1	我が国の電子的な母子保健ツールと活用に関する実態調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>乳幼児健診等母子保健情報の利活用の推進にあたっては、健診の記録等のうち電子的に記録する様式の策定等を行い、令和2年度よりマイナポータルを通じた本人等への乳幼児健診等の健診データの提供や市区町村間での情報連携等を開始しているところである。</p> <p>政府全体がデジタル化を推進している中、PHRについて今後、民間PHR事業者と連携したPHR情報の利活用の促進に向けた検討が予定されており、母子保健領域における民間事業者も含めた電子的なツール（例えば、生理周期管理アプリや電子親子手帳など）について、その種類や機能、活用の実態を把握することは非常に重要である。</p> <p>また、電子的なツールのニーズや課題を明らかにすることにより、デジタル化の推進に向けた母子保健情報の利活用の在り方の検討に資する基礎資料とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（1）電子的に母子保健情報を取扱うツールを用いている自治体又は民間事業者を対象に、提供サービスの内容・利用者層・収集データの利活用・課題等に関するアンケート調査の実施及び分析を行う。また、そのうちサービス内容や実施主体別等のカテゴリ分類を行い、各カテゴリにおける好事例について、追加調査及び詳細な分析・考察を行う。</p> <p>（2）母子保健情報管理等にあたり電子的なツールを活用している一般利用者を対象に、活用目的や動機・利点/欠点・国への期待等に関するアンケート調査の実施及び分析を行う。</p> <p>（3）（1）（2）の結果に基づき、デジタル化の推進に向けた母子保健情報の利活用の在り方の検討に資する基礎資料を作成する。</p> <p>なお、上記の各事業の実施に当たっては、有識者の意見を踏まえて実施するとともに、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p>
求める成果物	<p>1)（1）～（2）の調査・分析結果をとりまとめた報告書（報告書の概要版含む）</p> <p>2) デジタル化の推進に向けた母子保健情報の利活用の在り方の検討に資する基礎資料（※データヘルズ時代の母子保健情報の利活用に関する検討会や母子健康手帳に関する検討会での利用を想定している）</p>
担当課室・担当者	母子保健課 主査（内線4973）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題32	諸外国における母子保健制度の仕組みと他制度との連携やリスクアセスメント方法に関する実態調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>日本の母子保健制度は、母子保健法施行後に母子保健手帳や乳幼児健診など、日本独自の施策により、乳幼児死亡率を大幅に低下させた。一方で、近年では児童虐待や子どもの貧困問題など母子保健に求められる課題は複雑化し、子どもの身体的発育の支援だけでなく、家族全体の心理社会的な課題を扱う必要が出てきた。時代の変遷とともに特定妊婦への支援や産後ケアなど様々な施策が実施されているが、乳幼児健診未受診の子供の虐待死など、制度の狭間で支援が届かない課題が現存する。諸外国ではフィンランドではネウボラ制度、台湾では産後ケアなどが存在し、子どもを持つ家庭への包括的なケアを提供している。本調査では、諸外国での妊娠中から子育て家庭に対する母子保健施策の実態や心理社会的な課題に対する施策の方法、社会福祉や学校制度など他制度との連携方法などの実態を調査することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>文献調査等を通じ、海外諸国（10ヶ国程度）における妊娠中や子育て家庭に対する保健制度の法体系や制度や支援方法の実態、乳幼児健診や子どもの健診の有無や頻度、心理社会的側面のリスクアセスメント方法、社会福祉や学校制度など他制度との連携、地域の資源との連携方法などについて調査、整理を行う。</p> <p>なお、上記の各事業の実施に当たっては、有識者の意見を踏まえて実施するとともに、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p>
求める成果物	<p>1) 上記の調査・分析結果をとりまとめた報告書（報告書の概要版含む） 2) 1) 及び1) の作成に活用した分析結果及び調査資料等の各種電子データセット</p>
担当課室・担当者	母子保健課 課長補佐（内線4985）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題33	母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの在り方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成28年度に母子保健法（昭和40年法律第141号）の一部を改正し、母子保健施策は児童虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう明確化された。このため、母子健康手帳の発行や、乳幼児健康診査等の母子保健における様々な機会・事業を通じて、特定妊婦及び要支援児童等の把握に努めることが求められている。また、令和元年12月に成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）が施行され、身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)な観点から包括的に切れ目なくアプローチすることが重要であることが示された。</p> <p>特定妊婦及び要支援児童等の把握については、平成28年12月16日付雇児母発1216第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」において、特定妊婦及び要支援児童等の様子や状況例を目安として示しているものの、統一されたアセスメントシートは存在せず、自治体によってアセスメントの方法やアセスメントによる判断は異なっている状況である。</p> <p>上記を踏まえ、本調査研究においては、文献及び各市区町村の母子保健分野で使用されている児童虐待リスクを含む精神的・社会的な側面を評価するリスクアセスメントシートを整理し、全国の母子保健活動の中で活用できる標準化したアセスメントシートを作成することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1) 母子保健活動において使用できる虐待リスクアセスメント項目の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国の市町村で母子保健活動（妊娠届け出時、新生児訪問時、乳幼児健康診査等）において使用されているアセスメントシートの収集 ○ 国内および海外における文献レビューによるアセスメント項目の収集 <p>2) 収集した項目の信頼性・妥当性についての検討</p> <p>検証においては、機械学習手法等を活用した予測性能等の検証を含む。</p> <p>3) 上記を踏まえて、アセスメントを適切に行うための項目を決定し、標準化アセスメントシートを作成</p> <p>作成するアセスメントシートは、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究」で作成したアセスメントツールとの連携を図ること。</p> <p>なお、上記の実施に当たっては、有識者の意見を踏まえて実施するとともに、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p>
求める成果物	<p>1) 調査・分析結果をとりまとめた報告書。</p> <p>2) 収集・分析した資料やデータ等の各種電子データセット</p>
担当課室・担当者	母子保健課 生殖補助医療係長（内線4982）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題34	オンラインコンテンツを活用した、妊産婦等に対する情報提供に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国各地の医療機関等において、妊産婦やパートナーに対する出産や子育てに関する情報提供のための教室が開催しにくい状況となっている。医療機関等における妊産婦の感染リスクを極力低減するため、従来のような対面形式での情報提供に代わるオンライン動画コンテンツを活用した非接触方式での情報提供の有効性について、検証を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 以下についての情報提供を目的とした動画資材等を計5本程度作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親学級の代替として使用することを想定した、妊娠・出産にかかるわかりやすい情報提供 ・家族が新型コロナウイルスに感染した場合の対応や、里帰り出産に関する情報提供 <p>(2) (1)で作成した動画資材等を、Youtube等のプラットフォームを活用して一般公開するとともに、産婦人科医療機関等を通じて周知広報を行う。</p> <p>(3) 動画資材を活用した医療機関等や、動画を視聴した妊産婦等に対しアンケート調査を行い、オンラインによる情報提供の効果検証および課題抽出を行う。</p> <p>※ なお、本調査研究の実施にあたっては、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>調査・分析結果をとりまとめた報告書（報告書の概要版含む）及び作成に活用した分析結果及び調査資料等の各種電子データセット。</p>
担当課室・担当者	母子保健課 課長補佐（内線4983）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 35	保健師等による幼児等低年齢児の保護者に対する効果的な性教育方法に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年12月に成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）が施行され、成育過程にある者の心身の健康等に関する教育その他の必要な施策を講ずるよう示された。また、平成28年度に母子保健法（昭和40年法律第141号）の一部を改正し、母子保健施策は児童虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう明確化された。</p> <p>幼少期から年齢、発達に応じて継続的に、性と健康、セクシュアリティ、人権、対人関係の作り方、価値観の尊重、性被害の回避等について伝えていく包括的な性教育は、成育過程の心身の健康を促すために重要であり、性的虐待等の児童虐待の予防や早期発見にとっても必要である。</p> <p>幼児等低年齢児においては、家庭が包括的な性教育の場になりうるが、現在、保護者が家庭で効果的に性教育を行うための教え方や教材が体系的に整理されていない。</p> <p>そこで、本調査研究においては、低年齢児の保護者が広く利用する子育て世代包括支援センター等において、保健師・助産師等の医療関係者が、保護者に対して家庭で行う適切な性教育の方法を情報提供するための資料等を作成することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（1）幼児等低年齢児を対象とした性教育の実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内外の文献レビューによる効果的な情報提供の方法の検討 ○ 既存の絵本や児童図書等の整理等 <p>（2）乳幼児の保護者を対象とした子どもの性に関わる悩み等の実態調査</p> <p>（3）子育て世代包括支援センター等で保健師・医療関係者等が使用できる保護者向けの包括的な性教育を効果的に情報提供するための資料等の作成</p> <p>なお、上記を実施するに当たっては、有識者の意見を踏まえて実施するとともに、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p>
求める成果物	<p>（1）調査結果をとりまとめた報告書</p> <p>（2）収集した資料やデータ等の各種電子データセット</p> <p>（3）情報提供のためのコンテンツ</p>
担当課室・担当者	母子保健課 課長補佐（内線4985）主査（内線4970）